

徳島県規則第四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年徳島県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「並びに」の下に「地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）」を加える。

第七条の三中「（昭和四十二年自治省令第二十七号）」を削る。

第七条の四中「別表第二」を「別表」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。